

門真市保健福祉センター雨水貯留槽等清掃業務委託仕様書

1. 件名 門真市保健福祉センター雨水貯留槽等清掃業務委託
2. 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
3. 実施日 期間中に2回実施するものとし、実施日は市の指定する日とする。(実施日は祝日を除く、土曜日又は日曜日とし、1回目は9月又は10月、2回目は2月又は3月の実施とする。)
4. 委託場所 門真市保健福祉センター（門真市御堂町14番1号）
5. 対象槽

1回目	雑排水槽	約 65 m ³
2回目	①雨水貯留槽	約 460 m ³
	②雨水抑制貯留槽	約 180 m ³
	③雑排水用受水槽	約 50 m ³
	④雨水・湧水槽	約 150 m ³
	⑤雑排水槽	約 65 m ³
	⑥地下集水用ピット	約 10 m ³
	⑦沈殿槽	約 90 m ³
	⑧沈砂槽	約 10 m ³
6. 産業廃棄物廃棄予定量（昨年実績）

数量：1,480kg、荷姿：バキューム、産業廃棄物の名称：汚泥、有害物質等：無、処分方法：焼却

数量：1.0 m³、荷姿：バキューム、産業廃棄物の名称：汚泥、有害物質等：無、処分方法：固化
7. 業務内容
 - (1) 流入排水をポンプで吸い上げた後、槽内に残る汚水及び残留物質等をバキュームポンプ車の吸い上げホースにて吸い上げ、槽内の沈殿物及び付着

物を除去すること。

- (2) 槽内及び排水ポンプ等に付着する沈殿物及び付着物を除去し、洗浄すること。
- (3) 槽内を清掃後、槽の亀裂又はパイプ等に異常がないかを点検すること。
- (4) 槽内を清掃後、マンホール周辺の清掃及び付属弁類、配管に漏れがないかを点検すること。
- (5) 排水ポンプの試運転調整を実施すること。
- (6) 産業廃棄物(汚泥)の収集・運搬を行う。収集した産業廃棄物と、その他の排出者から収集した産業廃棄物をあわせて収集・運搬することがないようすること。
- (7) 業務実施に必要な機材等、消耗品及び産業廃棄物管理票は受注者で負担すること。
- (8) 業務完了後すみやかに報告書及び産業廃棄物管理票を提出すること。報告書には、槽内清掃前中後の写真を添付し、改善すべき点があれば付記すること。また、産業廃棄物管理票の内容を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項に基づく産業廃棄物管理票交付等状況報告書に記載し、本市に提出すること。
- (9) 受注者は、業務履行に際し、本仕様書及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。
- (10) 従事者の身元責任は、一切受託者の責任とする。
- (11) 受託者は業務の実施にあたって、市又は第三者に損害を及ぼしたときは、市の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負うものとする。
- (12) 業務に関する作業指示、労務管理、安全衛生管理等、に関する指揮命令は、すべて受託者の責任において実施すること。受託者は、関係法規等を遵守し、事故・災害の防止、従事者の安全に留意するとともに、従事者の規律、風紀の保持に努めること。
- (13) 受託者は本業務により知り得た行政情報や個人情報等を外部に漏らしてはならない。

8. 委託料の支払い

受注者は業務完了後(1回払い)、発注者の指定する請求書により委託料の支払いを請求するものとし、発注者は適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。発注者は受注者に対

する支払いを遅延した場合には、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が決定した率を乗じて得た額を支払うものとする。

9. その他

本仕様書に記載されていない事項で、疑義が生じた場合には、市と受託者で協議し取り決めるものとする。産業廃棄物の収集運搬及び処分に関して他の事業者が行う場合は、別途本市とその事業者が直接契約するものとする。